

(例規 25)

陸幕人計第 431 号
22. 6. 30

改正 平成30年 3 月14日陸幕法第104号

陸上総隊司令官
各方面総監
各部隊長 殿
各機関の長

陸 上 幕 僚 長

自衛官候補生の居住場所に関する訓令の実施要領について（通達）

標記について、自衛官候補生の居住場所に関する訓令（平成22年防衛省訓令第27号）第3条の規定により、下記のとおり細部運用について定めるので、平成22年7月1日から実施されたい。

記

- 1 自衛官候補生の居住場所に関する訓令（平成22年防衛省訓令第27号）（以下「訓令」という。）第2条の規定により営舎外に居住する者の指定は、自衛官の居住場所に関する訓令（昭和29年防衛庁訓令第19号）第2条に規定する部隊等の長（以下「営舎外居住許可権者」という。）が行うものとする。
- 2 営舎外居住を指定された者が営舎外居住許可権者を異にする補職換えを命ぜられたときは、その者に対する営舎外居住の指定は当該命令の日付をもって取消すものとし、同日付をもって異動先部隊等の営舎外居住許可権者が新たに指定するものとする。